

# 総務委員会会議録

令和元年9月13日（金）  
（開 会） 10：00  
（閉 会） 12：13

## 【 案 件 】

1. 議案第123号 専決処分の承認（令和元年度飯塚市一般会計補正予算（第2号））
2. 議案第 99号 令和元年度飯塚市一般会計補正予算（第3号）
3. 議案第101号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
4. 議案第104号 飯塚市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例
5. 議案第102号 飯塚市土地開発公社の解散に伴う関係条例の整備に関する条例
6. 議案第103号 飯塚市監査委員条例の一部を改正する条例
7. 議案第113号 契約の締結（穂波庁舎大規模改修工事）
8. 議案第115号 土地の取得（目尾地域開発事業敷及び飯塚駅前広場整備事業用地敷）
9. 議案第118号 指定管理者の指定（いづかスポーツ・リゾート）
10. 議案第121号 新市建設計画の一部変更

## 【 報告事項 】

1. 令和元年度飯塚市職員採用試験（10月実施）について（人事課）
2. 工事請負契約について（契約課）
3. 土地明渡等請求事件の経過について（財産活用課）
4. 飯塚市庄内温泉筑豊ハイツ再整備事業の進捗状況について（都市施設整備推進室）

---

## ○委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。

「議案第123号 専決処分の承認（令和元年度飯塚市一般会計補正予算（第2号））」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

## ○財政課長

議案番号が前後いたしますが、まず議案第123号、専決処分の承認についてご説明させていただきます。

専決第8号「令和元年度飯塚市一般会計補正予算（第2号）」につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、報告を行い、承認を求めますのでございます。

「令和元年7月21日専決」と記載しております「補正予算資料」をお願いいたします。

3ページをお願いいたします。表の下のほうに記載しておりますように、令和元年7月台風5号に伴う大雨災害にかかる災害復旧に要する経費につきまして、2億8930万5千円を追加するものです。

4ページをお願いいたします。補正予算の概要を費目毎にまとめ、予算書のページを記載いたしております。

まず、歳入でございまして、歳出に計上しております災害復旧費等にかかる財源をそれぞれ計上しております。分担金及び負担金は、林地崩壊防止事業に係る受益者分担金である県単補助治山事業分担金1千万円を計上しております。国庫支出金及び県支出金は、河川災害復旧費負担金など、合計で6133万9千円を追加し、市債は、農業施設災害復旧債など3200万円を計上しております。財源不足は1億8596万6千円発生しており、繰入金

財政調整基金繰入金にて、調整しております。

次に、歳出についてご説明いたします。

農林水産業費の林業土木費では、福岡県の補助事業を活用した林地崩壊防止事業費5千万円を計上し、1箇所の災害復旧を行うものでございます。災害復旧費では、費目ごとに被災箇所数と主な被災箇所等を記載いたしております。農業施設災害復旧費では93カ所、9369万7千円の災害復旧にかかる経費を計上いたしております。

5ページをお願いいたします。農地災害復旧費では16カ所、4678万8千円、林業施設災害復旧費では14カ所、1720万円、道路橋りょう災害復旧費では15カ所、1137万6千円、河川災害復旧費では23カ所、5815万円を計上いたしております。

今回の災害につきましては、農林水産業費で計上しているものも含め、飯塚地区4カ所、穂波地区4カ所、筑穂地区105カ所、庄内地区9カ所、合計162カ所、その経費は2億8930万5千円となっております。

繰越明許費につきましては、本年度内での事業完了が見込めない各所林地崩壊防止工事他3件の工事費について追加するものです。

6ページ以降に、今回の補正に係る歳入・歳出予算額の推移表および市債・基金の状況表を添付しております。内容の説明につきましては省略させていただきます。

○委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑ありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第123号 専決処分の承認（令和元年度飯塚市一般会計補正予算（第2号））」について承認することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって本案は、承認すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第99号 令和元年度飯塚市一般会計補正予算（第3号）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○財政課長

「議案第99号 令和元年度飯塚市一般会計補正予算（第3号）」の概要についてご説明いたします。

「令和元年度補正予算資料」、3ページをお願いいたします。今回の補正予算につきましては、一般会計で37億4982万7千円を追加いたしまして、補正後の予算総額を704億424万6千円にしようとするもので、表の下のほうに記載しておりますように、主に補助事業及び本市の制度改正に伴う事務事業費の変更等、今後の所要額を補正するものでございます。

4ページをお願いいたします。補正予算の概要を費目毎にまとめ、予算書のページに記載いたしております。その中の主なものについて、ご説明いたします。

まず歳入でございますが、地方譲与税の森林環境譲与税は、新設された国税の森林環境税を地方に配分するもので、1053万円を計上しております。地方特例交付金の子ども・子育て支援臨時交付金は、幼児教育無償化に伴う本市の負担増加に対し、令和元年度に限り交付されるもので、7247万3千円を計上しております。分担金及び負担金の公立保育所保護者負担金、私立保育所保護者負担金、広域入所保護者負担金、及び使用料及び手数料の授業料は、幼児教育無償化により減額するものでございます。なお、減額に対する基本的な負担割合は、私立の認定こども園、保育所、認可外保育施設、幼稚園につきましては、国2分の1、県4分の1、市4分の1、公立保育所、認定こども園につきましては10分の10負担となっております。市負担の増加分については、消費税増率に伴う地方消費税交付金の増額分にて対応するこ

とになります。令和元年度に関しましては、国の臨時交付金で対応することとなっております。分担金及び負担金の公立保育所及び公立認定こども園の給食費保護者負担金は、副食費、いわゆるおかず代を実費徴収することとなったため、計上するものでございます。国庫支出金、県支出金につきましては、幼児教育無償化にかかる国、県の負担分及び歳出予算に計上しております対象事業に係る財源を計上いたしております。

5 ページをお願いいたします。財産収入につきましては、庄内山倉地区の市有土地及び鉱業権の売払収入と、土地開発公社の解散に伴います土地開発基金運用収入、土地開発公社出資金返還金を計上し、寄附金では、土地開発公社の解散に伴い発生する公社の残余財産を一般会計に帰属させるため、土地開発公社寄附金を計上しております。繰入金につきましては、今回の補正による財源調整として財政調整基金繰入金を5億1863万4千円追加いたしております。また、本定例会で設置条例を上程しておりますふるさと応援基金と森林整備基金につきまして、事業実施に伴う経費の財源とするため、繰入金を計上しております。なお、歳出で基金設置の原資となります積立金を、それぞれ計上しております。

次に、歳出でございますが、総務費、一般管理費の土地開発公社補助費及び財産管理費の土地開発基金管理費では、土地開発公社解散に伴いまして、公社が土地開発基金からの借入金と利息を返済するため、土地開発公社補助金16億290万円を追加し、土地開発基金において利息収入が発生しますので、一般会計で受け入れた後に基金に積み立てするため、土地開発基金運用収入繰出金6430万4千円を計上しております。企画費のふるさと応援基金管理費では、ふるさと応援寄附金の活用状況の「見える化」を図るため、寄附していただきました全額を一旦基金に積み立てた上で活用することとしましたので、ふるさと応援寄附金の予算額と同額のふるさと応援基金積立金16億8千万円を計上しております。なお、本年度は、ふるさと応援寄附金受け入れにかかる返品代などの事務経費11億3343万円を取り崩す歳入予算を計上しております。地域振興費の移住支援事業費では、県補助金を活用して、東京23区からのU I J ターン推進のため、本市に移住した方のうち、福岡県の就業サイトを活用して就業した方、または起業した方を対象とした移住支援事業助成金500万円等を計上しております。民生費、児童措置費、私立保育所等保育措置事業費の各項目につきましては、市外の公立保育所、市内外の私立保育所、認定こども園、市内の認可外保育所保育施設にかかる幼児教育無償化に伴う事務費、給付費を追加し、保育所費では幼児教育無償化事務にかかる職員の時間外勤務手当を追加しております。

6 ページをお願いいたします。衛生費、健康づくり推進費、健幸都市推進事業費のデータ利活用型スマートシティ実証実験事業費では、国の2分の1補助を活用しまして、「第二次いづか健幸都市基本計画」における効果的な取り組みやその成果指標を把握するため、データ収集、分析、効果検証を行うデータ利活用型スマートシティ実証実験事業委託料5千万円を計上いたしております。農林水産業費、林業振興費の森林整備事業費では、森林整備基金管理費において、森林環境譲与税全額を森林整備基金に積み立てるため、森林整備基金積立金1053万円を計上し、森林整備基金事業費に基金を活用して放置竹林対策等に取り組むため、森林資源基礎調査委託料508万2千円を計上いたしております。商工費、商工業振興費の消費活性化自治体ポイント事業費では、消費税増率に伴う消費活性化対策として、令和2年7月から実施予定の「個人番号カードに付与するマイキーIDを活用した自治体ポイント事業」の周知等にかかる準備経費を、国の10分の10補助を財源として220万9千円を計上しております。観光費の筑豊ハイツ管理費では、筑豊ハイツの収益の減少に伴いまして、筑豊ハイツ指定管理委託料1942万2千円を追加しております。土木費、道路橋りょう新設改良費の大日寺・吉原町線道路改良事業費では、歩道との高低差があり柵等が設置されていない90メートル区間の歩道の改良を追加して実施するため、改良工事3980万円を追加するものでございます。

7ページをお願いします。都市計画総務費の官民連携まちづくり可能性調査事業費では、SIBの手法を活用した官民連携のまちづくり事業の可能性について、幸袋地区をモデルケースとして調査を実施するため、国の10分の10補助を活用しまして、官民連携まちづくり事業調査委託料800万円を計上しております。教育費、幼稚園費、幼稚園教育振興事業費の各項目につきましては、市内外の私立幼稚園、認定こども園にかかる幼児教育無償化に伴う施設型給付費、施設等利用給付費負担金、給食費補足給付事業費補助金を追加し、また、これまでの幼稚園就園奨励費補助金につきましては廃止となりますので、減額いたしております。増額に対する基本的な負担割合は、国2分の1、県4分の1、市4分の1ですが、給食費補足給付事業費補助金につきましては、国、県、市それぞれ3分の1ずつ負担することとなっています。

継続費の補正につきましては、体育館等建設事業にかかる工期が3年度にまたがりますので、令和3年度までの年割額の限度額を定め、後年度分の予算執行の調整を図るため設定するものでございます。なお、設定しております事業費は、建設工事費、外構工事費及び工事監理委託料の合計額でございます。

繰越明許費の補正につきましては、大日寺・吉原町線道路改良工事につきまして、年度内の事業完了が見込めないため追加するものでございます。

債務負担行為の補正につきましては、庄内生活体験学校指定管理委託料ほか1件につきましては、債務が後年度にまたがるため追加するものでございます。

9ページ以降に、今回の補正に係る歳入・歳出予算額の推移表および市債・基金の状況表を添付しております。内容の説明につきましては省略させていただきます。以上で、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありますか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。

この際、小幡委員から議案第99号に対する修正案が提出されておりますので、修正案を配付させます。

( 修正案配付 )

○小幡委員

それでは、小幡委員に修正案の趣旨説明を求めます。

○小幡委員

ちょっと質疑と前後しますが、今回の議案第99号、令和元年度の飯塚市一般会計補正予算(第3号)、この中の18款の財産収入、これに関連して質問はしていきますが、不動産の売り払いの収入、土地に関しては280万円、その他の不動産売払収入として、これ鉱業権のことですね。5720万円。あわせて6千万円の収入見込みとして、今回、一般会計補正予算に組み込まれてるんですけども、昨日、経済建設委員会が開催されまして、旧庄内町の山倉地区の関の山に関する土地及び鉱業権の有償譲渡に関しては継続審査になりましたよね。そのことから、本日、総務委員会で予算計上されてますけども、継続審査ということは収入が見込みがあると執行部は踏んでおりますけども、収入の見込みがあるかないかはっきりわからない段階で、計上された予算の審議は、私はやりたくないということです。簡単に言いますと、入ってくるのか来ないのかわからない収入を審議するのは正しくないということで、この土地と鉱業権合わせた6千万円を削除した段階で、この議案第99号 令和元年度飯塚市一般会計補正予算(第3号)を審議したいという旨で動議を出させていただいておりますので、ぜひ削除の動議の採決に当たりましては、同僚議員の賛同を得たいと思っております。

○委員長

説明が終わりましたので、修正案に対する質疑を許します。質疑はありますか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。原案及び修正案、以上2件に対する討論を許します。討論はありませんか。

○上野委員

修正案に対して賛成の立場で討論させていただきます。昨日の経済建設委員会において、116号、財産の処分が継続審査となりましたけれども、本会議においても必ず継続審査となるというふうには決定したわけではありませんので、私、議長仰せつかっておりますので、本来ならばこの議案に対する採決に加わるべきではないのかなというふうにも思いましたけれども、現状を鑑みて、採決に加わらせていただき、賛成させていただく旨申し上げておきます。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

○田中武委員

私も小幡委員の修正案に賛成の立場で少しお話をさせていただきたいと思います。先ほど同僚議員からも言われましたように、継続審議になっておるといことでありますので、入ってくる見込みがゼロではありませんけれども、今後、26日がどうなるかわかりませんが、そういった見込みが余りないのを予算として入れていく、そしてそれを審議していくというのは、私としてもあまり好ましくないのではないかというふうに思います。もし12月までの議会に先送りになった場合でも、収入ですから、財産の収入ということで会計的に余り問題がないというふうに聞いておりますので、今回は小幡委員の修正案に賛同しながらやっていきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。まず、修正案について採決いたします。「議案第99号に対する修正案」について、修正案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

( 挙 手 )

全会一致。よって、修正案については可決すべきものと決定いたしました。

次に、修正部分を除く原案について採決いたします。「議案第99号 令和元年度飯塚市一般会計補正予算(第3号)」の修正部分を除く原案について、可決することに賛成の委員は挙手願います。

( 挙 手 )

全会一致。よって、「議案第99号の修正部分を除く原案」については、可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 10:23

再 開 10:30

委員会を再開いたします。

次に、「議案第101号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」及び「議案第104号 飯塚市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例」、以上2件については関連があるため一括議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○人事課長

「議案第104号 飯塚市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例」及び「議案第101号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」につきまして、関連がございますので、一括して補足説明をさせていた

だきます。

議案書の22ページをお願いいたします。議案第104号につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関し必要な事項を定めるために、ご提案するものでございます。

条文につきまして、要点をご説明いたします。

給与条例第1条は、本条例を制定するにあたっての目的を規定しております。

第2条は、会計年度任用職員の定義を規定しております。勤務日数や勤務時間によって、「パートタイム」と「フルタイム」の2種類の任用形態があることを規定しております。

第3条は、給与の種類を規定しております。「パートタイム」は報酬及び期末手当とし、「フルタイム」は給料、通勤手当等の各種手当とすることを規定しております。

第4条は、給与及び費用弁償の支払について規定し、職員給与条例を準用することを規定しております。

第5条は、給料表の種類を規定しております。給料表の種類につきまして、条例の後半にございます「別表第1」を用いることを規定しております。

第6条は、報酬及び給料の基準を規定しております。会計年度任用職員の職務の級につきまして、職種ごとの職責に基づき、「別表第2」に沿って「1級」または「2級」に区別し、給料表のどの号給を充てるかについて、職務内容等を考慮して決定することを規定しております。

第7条は、報酬の内容を規定しております。第6条の規定により「2級」とした「パートタイム」の報酬は月額、「1級」とした「パートタイム」の報酬は日額とし、勤務の態様によって必要な場合は時間額とすることを第1項で規定しております。

第2項から第4項は、月額、日額、時間額の算出方法を規定したものでございます。

第8条は、報酬に加算する額を規定しております。「パートタイム」について、時間外勤務や休日勤務、夜間勤務、特殊勤務に従事する場合は、相当額を報酬に加算する旨を規定しております。

第9条は、給与の支給方法等を規定しております。「2級」の報酬支給日を勤務月の22日、「1級」の支給日を翌月の22日とすること、また、「フルタイム」の給与等については一般職の規定を準用することを規定しております。

第10条は、報酬の減額を規定しております。給料・報酬の支払い後に実際の勤務日数に誤りがあった場合、その調整のための規定をしているものでございます。

第11条は、通勤手当を規定しております。「フルタイム」の通勤手当について、一般職と同様に支給することを規定しております。

第12条は、期末手当を規定しております。第1項第1号及び第2号のいずれにも該当する会計年度任用職員に対し、期末手当を支給することを規定しております。

第13条は、費用弁償を規定しております。「パートタイム」の通勤に要する交通機関等の運賃、出張の際の旅費について、費用弁償として支給することを規定しております。

第14条は、旅費を規定しております。「フルタイム」の旅費の支給について規定しております。

第15条は、給与等の調整を規定しております。会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関し、本条例の規定によることが困難である場合の対応について規定しております。

第16条は、委任を規定しております。本条例の施行に関し、必要な事項を規則で定めることを規定しております。

また、附則第2項では、技能労務職員及び企業局職員については、地方公営企業法第38条の規定が適用されることから、運用を統一するために、本条例の規定を準用することとしております。

続きまして、議案書5ページをお願いいたします。議案第101号につきましては、議案104号と同じく、改正法の施行により、関係条例10本を一括して整備するものでございます。整備方針の主なものとしたしましては、「会計年度任用職員を分限や懲戒の対象とすること」、「勤務時間や休暇等は規則で定めること。なお、勤務時間は現行と同様とし、休暇は現行の非常勤職員及び国家公務員の非常勤職員の休暇制度を基に制度設計を行うこと」、「福利厚生等については、常勤職員と同等の制度設計を行うこと」、「給与については別途条例で定めること」等としております。

新旧対照表につきましては、10ページ以降に記載しておりますが、説明は省略させていただきます。

なお、本議案の補足資料として、サイドブックに「会計年度任用職員制度について」と題した資料を入れておりますので、あわせてご確認をお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、議案第104号及び議案第101号の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○田中武委員

私、会計年度任用職員について少し質問といたしますか、ご意見も含めてちょっとお話をしたいと思っております。総務部を代表しまして、人事課につきましては、この任用職員の条例について、中身を見させていただきましても立派な条例で、たぶん人事課としてはご尽力いただいて、苦勞されたんだろうということはよくわかります。本当にありがとうございます。もう4月から、これが条例が具体化するということで、きつかったらというふうに思います。ただ、内容見てみると、結構人件費が増大をするというのがよくわかります。そこでご質問なんですけども、財政負担が4月以降、どのような動きになるのか、増加すると思いますが、それを少しわかったら教えていただきたいと思いますが。

○人事課長

現在の臨時職員及び嘱託職員の人数で計算しております。現時点での試算では、年間8700万円程度の増額が見込まれると考えております。

○田中武委員

そうですね。結構、臨時職員なり嘱託職員の数が600人近いということもありますから、また今回、期末手当という新たな手当も導入されてるみたいですから、旅費も含めて、通勤手当も含めて、大変だろうと思います。先日公表された財政の見通しの部分をちょっと見させていただくと、この額について算入のほうか、人件費といたしますか、そういうのが財政のほうでちゃんと確保できているのかというのがちょっと不安になりまして、ちょっと財政課のほうに、この額について算入しているのかちょっとお聞きしたいんですが、よろしいでしょうか。

○財政課長

財政見通し作成時点では詳細な制度設計等が確定しておりませんでしたので、本来は財政見通しの通常分の歳出、人件費に算入するところではございますけれども、その他物件費のところ概算額で6千万円程度算入しております。

○田中武委員

とりあえず人件費じゃ間に合わなかったのが物件費のほうでやるということですね。わかりました。差額が大体2700万円程度あるようですけども、10年間で2億円を超える額になるかというふうに思います。今後ずっとこの制度が続きますんで、ぜひ財政見通しの今後、改正といたしますか、見直しをする意向があるかどうか、財政課のほうから一言お願いします。

○財政課長

2700万円という少ない差ではございませんけれども、財政見通しや今後の財政状況の大きな変化があった場合に改正し、公表することを想定しております。ほかの状況変化も考慮し

た上で、改正するかどうかを決定させていただきたいというふうに考えております。

○田中武委員

財政が、やっぱり今度は処遇がだいぶよくなりますんで、人件費も多少かかるかと思いますが、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。ただ、今後また、こんどは人事課のほうにお聞きしますけども、この条例は、9月でたぶん承認されるだろうと私は思いますが、その後のスケジュール、この前ちょっと一般質問でも少し同僚議員がお話をしてましたけども、ちょっとその辺がわかれば教えてください。

○人事課長

本条例が議決された後、10月以降になりますけども、各課の所属長及び任用事務の担当者、また現在配置されております非常勤嘱託職員、臨時職員に対する説明会を順次開催しまして、1月以降、ホームページ等を通じて会計年度任用職員の募集を開始いたします。また、応募の際には最新の履歴書を提出してもらい、応募者の順次登録を行い、職務内容に応じて選考、面接等を行いたいと考えております。

○田中武委員

今度また大きくこの制度が変わりますので、特に私が心配してるのは、対象の非常勤や臨時職員の方に必ずこの制度の中身、当事者にちゃんとしっかり教えとかないといかんと思いますので、たぶん1回、2回じゃ終わらんと思いますが、何回か、勤務時間中にするのか、時間外にするのか、土日にするのか、人事課として考えていただきたいんですが、必ず全ての今、市で働いている臨時、非常勤職員の方が、この制度に対して説明会をちゃんと受ける。そしてちゃんと理解をしていただいて、この制度に1月から募集にしっかり応じてもらうということをぜひお願ひしたいと思います。あともう一つは、受け入れる、課長はもう条例つくったからよくわかると思うんですけど、現場における正規職員の方が、今度はその制度の職員の方受け入れられないかんから、そこら辺の一般職員もこの会計年度というのはどういった条例でできたのか、中身がどうなのか、今度は時間外勤務してよいようになってるし、そこも含めて、時間外させようということではないんですよ。含めてそういう制度に、ことしの臨時職員とか嘱託職員と大きく異なるんですよということをぜひ現場におられる正規職員の方にも、受け入れる側としてしっかり説明会なり学習をしていける場を多く設けたらなというように思います。もう一つ最後に質問しますけども、この制度見たら、評価制度が入ってるよね。一般職員も評価制度入って、いろいろ勤勉手当で格差をつけたりとか、等級上げるのにS級とかA級とかあって何か格差つけてるみたいですが、こういった評価制度とはまた別の制度なんですか。それちょっと説明してください。

○人事課長

来年度から導入されます会計年度任用職員の方におかれましても、人事評価を導入する予定でございます。ただ、内容につきましては、常勤職員と変わりました、評価項目につきましてはまだ検討中でございますけども、服務規律を守っているとか、勤務態度は問題ないとか、そういうふうな人事評価の内容として考えていきたいというふうに考えております。

○田中武委員

人事評価というのは本当言ったら賃金に格差をつけるという制度じゃないんですよ。職員の育成といいますか、育成をしていく、スキルを上げていくという制度で多分この評価制度というのは、当初は国は入ったと思いますけど、その趣旨を十分ご理解いただいて、ぜひ飯塚市の職員、正規も非正規もスキルが上がるような制度にぜひやっていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。質問を終わります。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第101号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」及び「議案第104号 飯塚市会計年度職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例」、以上2件については、いずれも原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案2件はいずれも原案どおり可決するものと決定いたしました。

次に、「議案第102号 飯塚市土地開発公社の解散に伴う関係条例の整備に関する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○総務課長

「議案第102号 飯塚市土地開発公社の解散に伴う関係条例の整備に関する条例」につきまして、補足説明をいたします。

議案書の15ページをお願いいたします。この条例は、飯塚市土地開発公社が解散することに伴い、第1条から16ページの第4条までに記載しております4本の関係規定中、飯塚市土地開発公社の文言を削除することにつきまして、一括して整備するものでございます。また施行期日は、飯塚市土地開発公社の解散に係る福岡県知事の認可の日からとするものでございます。

なお、17ページ以降の新旧対照表の説明は省略させていただきます。以上、簡単ですが、議案第102号の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論ありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第102号 飯塚市土地開発公社の解散に伴う関係条例の整備に関する条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第103号 飯塚市監査委員条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○監査事務局長

「議案第103号 飯塚市監査委員条例の一部を改正する条例」について、補足説明をさせていただきます。

議案書の20ページをお願いいたします。この改正につきましては、地方自治法の改正に伴い、監査委員に関して必要な事項を規定した飯塚市監査委員条例の一部に条項のずれが生じたため、関係規定を整備するものです。内容につきましては、21ページの新旧対照表をお願いいたします。地方自治法に規定された職員の賠償責任に関する条項が第243条の2から第243条の2の2と繰り下がったため、関連する飯塚市監査委員条例第4条中、第243条の2第3項を第243条の2の2第3項に改めるものです。以上、簡単でございますが、議案第103号の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第103号 飯塚市監査委員条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第113号 契約の締結（穂波庁舎大規模改修工事）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○契約課長

「議案第113号 契約の締結（穂波庁舎大規模改修工事）」につきまして補足説明をいたします。

議案書の57ページをお願いいたします。議案第113号、工事請負契約の締結につきましては、地方自治法第96条第1項第5号及び飯塚市議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定に基づき、本案を提出するものであります。

本件、「穂波庁舎大規模改修工事」につきましては、契約金額1億7721万円で、「大和興業株式会社 代表取締役 梅尾裕一」と契約を締結するものであります。

また、工期につきましては、本契約として認められた日から令和2年3月24日までとしております。

入札の執行状況につきましては、「条件付き一般競争入札実施要領」及び「運用基準」並びに「総合評価競争入札試行実施要領」に基づき、業者選考委員会におきまして、入札参加の条件等を決定し、5月31日に入札公告を行い、7月8日に入札を執行いたしております。

入札の結果でございますけれども、58ページをお願いいたします。本件につきましては、5業者からの入札参加申請がありましたが、1者が辞退し、4者による入札の結果、予定価格1億9334万3700円に対し、落札額1億7721万円、落札率91.65%となっております。

なお、この入札につきましては、価格及びその他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする総合評価落札方式により、落札者を決定いたしております。以上、議案の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○小幡委員

今、条件付きの一般競争入札の結果を聞きましたけれども、これは総合評価方式で5者ですか、入札行われましたけれども、1者辞退されてますね、株式会社サカヒラさん。さきの委員会で、辞退に対する罰則規定等はまだ設けてないということで、検討するということでしたが、その後、辞退に対しては何か検討なさっておりますでしょうか。それについてお答えください。

○契約課長

内部では協議というのは行っておりますけれども、年度途中というのがなかなかできませんもんですから、今年度内にはある程度一定の方向は検討していきたいというふうには考えております。

○小幡委員

検討のほどよろしくをお願いいたします。辞退というのは、やはり放棄するというので、これ余り容認しますと、都合のいいのには応じると、都合の悪いのには勝手に辞退するというようなことがまかり通りますと、過去100%入札もありましたね。業者数が少ないときに、片や辞退しても何の罰則もない場合に、残った1者がそのまま取るというような結果を招いた経

験がありますことから、しっかりと検討してください。

続けてちょっと質問しますが、総合評価方式ということで、1億5千万円以上の価格ですから総合評価方式で入札執行されましたけども、評価点がございまして、今回、主にこういったところの評価をされたか、科目的別であれば教えていただけますか。

○契約課長

評価の方法ですけれども、3つ分類がございまして、1つは本工事に対する施工計画、それから2つ目がその企業の技術力ということで、同等な工事に対する企業のこれまでの実績ですとか、そういった技術力、それから、配置予定されます技術者の技術力、これも同等な工事の中で、これまでの実績とか、評価点数などで評価をしております。今回の評価で、4者で評価しておりますけれども、どの部分で差がつくというのは非常に、業者ごとに異なりますので、どの部分で差がついたということはございせんけれども、主にやはり今回の工事についての施工計画、安全性ですとか、品質の確保といったような部分について差がついたようには感じております。

○小幡委員

今、安全性の評価が高いと、重要視したということで、4者中、106.1、評価点が最低ですね。落札された業者さんが109.7と。この差は3.6、点といたしますか、この1点、2点の重みというのはよく理解できないんですけども、最高点を取られたところが価格も妥当ということで落札されたんでしょうけども、今、施工計画の中で安全性と言われましたね。ちょっと施工の状況で確認したいんですけども、外壁のクラックの補修とか、タイルの張りかえ等が、今回外壁工事においては施工されますね。それと、サッシ周りとか外壁のクラックのシーリング補修、コーキング打ちかえとか、塩ビ縦樋関係の取りかえと。特にあと屋根ですね。アルミの瓦棒の葺き替え、ウレタンの塗膜防水関係の施工、また、バルコニーの防水加工なんですけども、ほぼ外壁でしょう。外部に関する工事が主で約1億7千万円かかると。近年、台風は特別なんでしょうけども、強風が多いというか、外部足場がよく倒れているような記事、もしくはテレビ等で放映があつてますけども、これはもちろん外部の工事が多いということは、足場をかけてということになると思いますけども、防御策もしくはネット関係を、施工に当たっては足場が壊れないような安全対策もしくはその施工計画の中にどのような安全対策を講じるというような提案がなされたか、何かあれば紹介してください。

○契約課長

その点につきましては、施工計画の中で、当然私どもも穂波庁舎を開庁した状態で改修工事を行いますので、特に来庁者等に危険が及ばないようにということは想定をいたしております。この総合評価の施工計画のところにつきましては、細かいどういう提案がなされたという部分につきましては公表いたしておりません。理由といたしましては、その企業がそれぞれこれまで経験により培ったノウハウ、それから知的財産ということもございまして、飯塚市の情報公開条例に基づきまして公表しておりませんので、その点については答弁を差し控えさせていただきます。

○小幡委員

ということであれば、業者からの提案は開示しなくていいですよ。飯塚市としての指導はできるでしょう。今言ったような外壁の補強もしくは安全対策。出入口のアサガオ等設置しての安全確保、今の段階でこういった点を注意するように指導なさるおつもりかお聞かせください。

○委員長

暫時休憩します。

休 憩 11:00

再 開 11:00

委員会を再開します。

○契約課長

その点につきましては、技術担当課のほうと十分に私どもも協議いたしますし、所管であります穂波支所のほうとも協議を行いながら進めてまいりたいと考えております。

○小幡委員

そのようによろしく願いいたします。

続けてちょっと質問しますが、この施工内容、まず屋根に関してはアールの屋根ですよね、穂波庁舎。これをカバー工法ということですから、今の屋根をそのまま残してカバー工法でやるということでのよろしいですかね。それで、軒先とケラバ関係がかなりさびてますよね。あの部分は今回取りかえるということですね。後は、バルコニーとか防水に関するところは塗膜防水でやっちゃうということが概略書いてありますが、その点、そういった施工を行うということでのよろしいですか。

○都市建設部長

今、質問委員がおっしゃるとおりの工事内容でございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○松延委員

今の小幡委員の質問と関連して、ちょっと質問させてください。先ほど評価制度の話されました、評価点。施工計画、技術力、そしてまた配置予定の技術力。当然、企業、コンサルと施工業者、いろいろな技術、施工管理技術とか建築、いろいろいらっしゃいますね。まず一つ、施工計画、この評価するのは契約課と当然、技術屋さんも入っているそういうふうな会をつくって審査されてるんですか。それを一つと、あと企業としての技術力、配置予定の技術力、こちら辺のところ、ちょっとある程度ダブるような感じと私は思うんですけども、その2点、ちょっとお願いしたいと思います。それと施工計画は、私もこれ携わったことがありますけど、何ページに及んでどれだけのものが、要するに提案型のそういうふうな施工、雇用をうちはやっていますよということであろうと思いますけども、ちょっとそこら辺のところは施工計画、何ページぐらいになりますか。ちょっと教えてください。

○契約課長

まず1点目のご質問でございますけれども、まず施工計画につきましては、今回の工事につきましては2つの項目で評価をいたしております。1つは品質の管理、それから安全性というような2点で大きく分けまして、2つの分類としております。これにつきましては、市としてのどういう施工をやっていくのかということで課題として提出をさせていただいて、企業のほうから400字以内でどういった施工をやっていくということで、作文といいますか、文書による提案を受けております。この評価でございますが、県が出資します法人であります、篠栗にございますけれども、県の技術センターというところに採点の委託をさせていただいております。その中で、どの項目について、これは重要であるとか、これは当然すべきものであるというような形で採点をしていただいております。それを基に、飯塚市のほうにその採点結果が来まして、それが妥当であるかということ業者選考委員会の中で諮りまして、決定しております。残る2つの、企業の技術力、配置予定技術者の技術力につきましては、これはあくまでも客観的な指標でございます。例えば、どのような資格を保有していれば点数が加算されるのですとか、実績があるなしによって加算していきますので、この2つ目、3つ目の分類につきましては、契約課内で採点をさせていただいているところでございます。

○松延委員

2つ、今先ほど言いました篠栗技術センター、私も存じ上げておりますけれども、後の部分、技術力については当然、県の経営審査受けた後の飯塚市が受け取って、その時点で大体わかりますよね。それで、契約課内でやるということです。その施工計画について、先ほどの

400字以内というのは私は余りにも、1ページでしょう、それで、当然、県の出先の技術センターでその評価をされてるということですから、それは安心しますが、施工計画、施工図等で書いた上での、そういうものの提出はないんですか。だから、当然、県に預けてそこで上がってきたものを我々は判断してやりましたよということでもいいんですけども、何か施工計画については今先ほどの品質管理と安全性、当然、品質管理につきましては工業規格で材料表、アイテム表書いて、ちゃんとそれについてこの物ですよと出してくれますよね。ここら辺と品質は私が、入札される方、同等の、相当品というふうな項目もありますけれども、同じJIS、例えばアルミのこの分についてはJIS何号でこういう品物ですよというふうなことでの材料表を上げて入札されると思うんですけども、ちょっとそこら辺ところが施工計画についての判断するには、ちょっと余りにも雑やないかなとは思うんですけども、ちょっと先ほどの400字以内、ちょっとそこら辺ところはもう少し業者に提案するのであれば、私どもはこういうふうな工法でやりますというようなことで、400字以内で収まるような問題ではないと思うんですけども、ちょっとその答弁だけ一つお願いします。

#### ○契約課長

今回の総合評価につきましては、昨年からいろいろとお尋ねいただいているところでございますけれども、この総合評価につきましては、県ですとか、先進地であります久留米ですとか、福岡市ですとか、そういうところからの評価内容に準じた形で飯塚市もやっております。ご指摘のように、400字で判断できるのかということもございまして、実際には契約を行いまして、詳細な施工計画というものは技術担当課のほうと詰めていくこととなります。まずはその一番目の入り口のところで施工計画を十分に内容を、これは非常に施工について有効であるといったようなことを判断して評価させていただいております。正しい答弁になるかどうかわかりませんが、今回、飯塚市でやりました総合評価、初めてのこととなりますけれども、これはあくまでも私の採点した中での感想となりますけれども、ここについては、400字というところ、今質問委員がおっしゃられておりますけれども、確実にこれはちょっと差がついておるところでございまして。その後の契約の後に細かい部分を決めていくことになるわけですが、現時点では非常に有効であったなというふうには考えております。

#### ○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第113号 契約の締結（穂波庁舎大規模改修工事）」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第110号 土地の取得（目尾地域開発事業敷及び飯塚駅前広場整備事業用地敷）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

#### ○財政課長

議案書の66ページをお願いいたします。土地の取得でございますが、飯塚市土地開発公社の解散に伴いまして、現在、土地開発公社が保有する土地を取得するため、「地方自治法第96条第1項第8号」及び「飯塚市議会の議決に付すべき財産の取得又は処分に関する条例第2条」の規定に基づき、本案を提出するものでございます。

所在地は、「目尾地域開発事業敷」が飯塚市津島字耳取302番1ほか25筆、「飯塚駅前広場整備事業用地敷」が飯塚市菰田西1丁目261番1ほか9筆で、合計36筆でございます。地目は「目尾地域開発事業敷」が原野、山林及び畑、「飯塚駅前広場整備事業用地敷」が宅地

でございます。取得面積は、「目尾地域開発事業敷」が30万491.77平方メートルで、「飯塚駅前広場整備事業用地敷」が1402.42平方メートルで、合計30万1894.19平方メートルでございます。取得価格は、「目尾地域開発事業敷」が16億539万9046円、「飯塚駅前広場整備事業用地敷」が7764万5835円で、合計16億8304万4881円でございます。契約の相手方につきましては、飯塚市土地開発公社理事長 中村洋一となります。

次のページ、議案書の67ページ及び68ページをお願いいたします。取得する土地36筆の所在地、地目及び取得面積を示しております。

議案書の69ページ及び70ページに取得する土地の位置図を添付しており、「目尾地域開発事業敷」が健康の森公園周辺、「飯塚駅前広場整備事業用地敷」がJR飯塚駅前の炭都ビル跡地でございます。

今回取得する土地は飯塚市名義とはなりますが、現時点で事業に活用する具体的な計画がございませんので、土地開発基金で保有することといたしました。今後、これらの土地を活用して事業を実施する際には、用地購入に係る経費を予算計上の上、土地代金と引き換えに土地開発基金の土地を引き渡すこととなります。以上で補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○小幡委員

この土地は土地開発公社の解散に伴って飯塚市が受け取るというか、買い取るわけですよね。16億円強のお金が要るんですけども、これ土地開発基金から運用してというような、お金の実際のやりとりはないわけですかね。

○財政課長

現在、土地開発公社が保有している土地につきましては、土地開発基金のほうからその資金を貸し付けをしておりますので、その分の返済を受けるという現金の動きがあります。また今度、土地開発基金が公社が保有している土地を取得する際は、基金から公社のほうにその代金を支払うということになります。ですので、公社と基金の間での現金の動きがございまして、基金側から申しますと、現金を土地にかえた。財産を現金から土地にかえたというようなイメージをしていただければと思います。

○小幡委員

貸し借り勘定が発生しておるだけという感じですか。だから、公社が持った土地を飯塚市が受け取って、直接なお金の動きはないけれども、運用もしくは売却した利益が出た段階でまた基金に繰り入れをする。もう一度ちょっと教えてください。

○財政課長

すいません。もう一度説明させていただきます。公社は土地を今持っています。でも、その取得費用は基金から借りています。ですので、公社は土地と債務を持っているという状況です。基金のほうは今債権を持っていますので、この債権をまず返してもらって、その返してもらったお金も現金も使いまして、土地を取得すると。基金と公社の間で土地と現金の入れかえがあるというようなイメージです。

○小幡委員

よくわかりました。飯塚市がこの土地を保有しておる間の利息等は発生しないと考えてよろしいですかね。

○財政課長

飯塚市土地開発基金で保有することになりますが、今のところは利息をかけないと。今度買い戻しがあるまでの利息というのはかけないようにしようというふうに考えているところでございます。

○小幡委員

先ほどの説明の中で、目尾地区の土地と飯塚駅前の土地、まだどう使うかわからないというような、計画がないというような表現、説明がありましたよね。ということは、下手すれば5年先、10年先も目尾地区の土地は動かない可能性あるじゃないですか。その間、今回の場合は利息はかからないとはいえ、5年先、10年先も利息なしでずっと飯塚市が保有できるのかということに対してはどうお考えなんですか。

○財政課長

今後、今、土地開発基金が取得しようとしている土地、これはいつ買い戻しになるかわかりませんが、公社を解散する一つの理由としまして、簿価を上げない、これ以上上げる必要はないだろうということもございましたので、今回ここに基金で持った場合につきましても、いつになるか、今のところわかりませんが、利息はかけないでおこうというふうに考えております。

○小幡委員

利息はかけないということは基金運用もしないということで、さわらないという表現ですよ。逆に言えば、土地は持つとっても負担はないというようなことになりますね。そういう意味からしても、目尾はここ図面ありますけども、ほとんど今、山林じゃないですか。これを将来、市長どう考えられるかわかりませんが、何に運用するのか長期ビジョンの中で考えないと、今、公社から土地は譲り受けたわ、何の計画もないと。今回の段階は公社を解散するにあたっての措置というのは十分理解しますけども、せっかくの財産ですから運用方法を十分考えてください。特に飯塚駅前、これ目的外で購入したような感じなんです。当初、この飯塚駅前の土地を購入に当たっては、もちろん公社で購入したんですけども、飯塚駅前の活性化に大変必要な土地であるということを議会に執行部が説明されて、記憶ですが七千数百万円で購入した経緯がありますね。6年か、5年か6年、駐車場としても使わないし、広っぱのままだし、草が生えるたび草刈りだけやっているというような状況で、駅から降りるといきなり空き地ですよ。5年も6年もたってまだ運用してない。これも、やっぱり菰田・堀池地区の活性化にどのような位置づけで運用するか、余りにもものんびりし過ぎと思うんですよ。飯塚駅前の重要な土地ですので早く計画を、ただ持つとくだけじゃないで、進めていただきますよう要望しときます。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第115号 土地の取得（目尾地域開発事業敷及び飯塚駅前広場整備事業用地敷）」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩します。

休 憩 11：20

再 開 11：29

委員会を再開いたします。

「議案第118号 指定管理者の指定（いづかスポーツ・リゾート）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○都市施設整備推進室主幹（事務担当）

「議案第118号 指定管理者の指定（いづかスポーツ・リゾート）」について補足説明いたします。

議案書の77ページをお願いいたします。公の施設の指定管理者の指定につきまして、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

いづかスポーツ・リゾートの指定管理者の候補者選定につきましては、8月5日に飯塚市指定管理者選定委員会を開催し、その評価を求め、市長への答申に基づき、株式会社ソニックスポーツを指定管理候補者として、選定いたしております。

指定期間は、施設の運営管理に関する基本協定の締結日から令和22年3月31日でございます。

当該施設の管理運営については、本年6月議会で議決をいただきました「いづかスポーツ・リゾート条例」に定めるとおり、いづかスポーツ・リゾートは「市内を訪れる観光客及びスポーツ施設利用者の受入れを促進し、交流人口の拡大及びスポーツ振興を図るとともに、地域の活性化と福祉及び健康づくりの向上」を目的とした施設であり、その趣旨に則り指定管理業務を行っていただくことといたしております。

次に、78ページをお願いいたします。議案資料についてでございますが、1の「施設の概要」、2の「指定管理者となる団体の概要」については記載のとおりとなっております、説明は省略させていただきます。3の「非公募により選定を行った理由」については、本施設の整備方針としてDBO方式を採用し、昨年7月から8月にかけて、設計・建設・維持管理運営業務を一体的なものとして公募し、プロポーザルを実施して選定を行っているという経緯から、今回は非公募といたしております。4の「募集時点での指定管理料上限額」については、利用料金制度を採用することとしており、指定管理料の支出はございません。5の「選定評価結果」については、記載のとおりとなっております。以上、簡単ですが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○小幡委員

これは筑豊ハイツの件ですね。スポーツ・リゾート、これDBO方式でやられておりますが、いま一度ちょっと確認したいんですけど、デザインビルドでオペレートということで、設計、施工、また維持管理も一体としてやるというような表現になってますけども、もちろん設計、施工はわかるんですけども、指定管理者を設定して、そこが維持管理やっていくんですけど、設計と施工されたチームは、この維持管理に関してどのようにかかわっていくと考えたらよろしいでしょうか。

○都市施設整備推進室主幹（事務担当）

DBO方式、ご説明いたしましたように設計、施工と維持管理・運営を一体的に行う中で、まず最初に公募のプロポーザルという中で、具体的な管理運営まで含めた提案を受けております。それぞれに契約行為の中では、工事監理、設計、施工、まさしく運営の部分についても、その範囲の中で行うということの中で、事業は進めており、当然、運営についてトータル的なプロデュースを含めた中で、毎回打ち合わせをしながら、かかわりを持ちながら事業を協議し、進めております。

○小幡委員

私が聞きたいのは、DBO方式はわかるんですけど、今審議してるのは、指定管理者がこれ20年間、指定管理として認めるわけでしょう。その20年間の間に、設計と施工と管理していく会社はそれぞれ別法人でしょう。この3者が一つの法人格を形成したわけじゃないじゃないですか。設計は別の会社、施工は別の会社、管理運営される方も別の会社でしょう。完成したらもう終わりなのか、それとも維持管理の中に設計とか施工はどのように携わっていくというふうになってるのかをお聞きしてるんで、わかりますか。

○都市施設整備推進室主幹（事務担当）

まずプロポーザルで選定した際に、トータル的に基本協定書という形で3者の今後の運営方法までを決定しておりますけども、今後、運営にかかわる部分というところになりますと、施工者までのところについては直接の関係は切り離されることになります。

○小幡委員

そういうことですよね。ちょっと確認のために聞いたんですけども。基本協定を締結してまずよね。今の説明によれば、もう完成した段階で設計と建築施工会社はもう外れるというようなイメージになるんじゃないですか。20年間の指定管理の中で、建物の瑕疵、メンテもしくは設計のミスが生じて起きた損害等が発生したとしますよね。もちろん保険等もかけていくんでしょうけども、そのときにはこのDBO方式の今、チームというか、そこには設計と施工をしたところの瑕疵はゼロ、もしくは何年間かはそこがちゃんと保証するとか、そういった締結になってるんですか。その点はどういうふうになってますか。

○都市施設整備推進室主幹（事務担当）

瑕疵の部分につきましては、それぞれの契約に基づいての内容できっちり契約行為で結んでおります。

○小幡委員

その契約内容、今わかるならば、どういった契約内容になってるか、抜粋してちょっと教えていただけますか。

○委員長

暫時休憩します。

休 憩 11:38

再 開 11:40

委員会を再開いたします。

○都市施設整備推進室主幹（事務担当）

手元にございせんけども、工事契約書には明記いたしております。

○小幡委員

今、工事契約書の中にそういうのが明記されているということですので、先ほど何で尋ねたかということ、施工ミスもしくは設計ミス、瑕疵担保関係、保証はどのようになっているのか。一体の会社じゃないということです。別格の法人ですから、そこら辺の責任の有無をはっきりとしておかないと、中途半端な瑕疵があったときに、この建物は飯塚市の建物でしょう。だから飯塚市が修繕したりとか、保証したりとかいうようなことがないようにちゃんと契約なさってると思うんですね。資料があるとすれば、委員長にお願いがあるんですけども、後日で構いませんので、その契約書の内容等が配付できるのであれば資料要求したいんですけども、諮っていただけますか。

○委員長

暫時休憩します。

休 憩 11:41

再 開 11:43

委員会を再開いたします。

○小幡委員

ちょっと今瑕疵担保について資料要求を諮っていただきますよう、委員長のほうにお尋ねしましたけども、契約書についている瑕疵担保の部分に関しては、委員会終了後にコピー1部いただけませんか。

○都市施設整備推進室主幹（事務担当）

そのとおりにいたします。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第118号 指定管理者の指定(いづかスポーツ・リゾート)」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第121号 新市建設計画の一部変更」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○総合政策課長

「議案第121号 新市建設計画の一部変更」について、補足説明をいたします。

議案書の84ページ及び別紙にて配付いたしております新市建設計画新旧対照表をお願いいたします。新市建設計画につきましては、市町村の合併の特例に関する法律に基づきまして、新市の基本方針や公共施設の整備などについて定める法定計画でございます。平成17年3月に飯塚市・穂波町・筑穂町・庄内町・潁田町合併協議会にて作成いたしましたものでございます。今回、この計画期間の変更を行うため、同法第5条第7項の規定に基づきまして、新市建設計画の一部を変更することについて、議会の議決を求めるものでございます。変更の内容でございますが、東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律によりまして、合併特例債を発行することができる期間が15年から20年間に延長されたことに伴いまして、計画の期間及び財政計画表を15年間から20年間に変更するものでございます。また計画中の財政計画表につきましては、実績値並びに見通しを最新の値にあわせ、平成18年度から平成29年度までは決算額を、平成30年度は決算見込み額を、平成31年、令和元年度から令和7年度までを直近の財政見通しの数値を使用して作成をいたしております。内容の詳細については説明を省略させていただきます。

なお、本変更計画案につきましては、同法第5条第8項の規定に基づき、福岡県との協議は終了いたしております。本議会におきまして議会の議決が得られましたならば、総務大臣及び福岡県知事へ提出することになっております。以上、説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第121号 新市建設計画の一部変更」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から4件について報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「令和元年度飯塚市職員採用試験(10月実施)」について、報告を求めます。

○人事課長

令和元年度飯塚市職員採用試験におきまして、高校卒業程度の受験者を対象にした「行政事

務（初級）」及び身体障がい者を対象にした「行政事務（身体障がい者対象）」を試験区分として、10月20日、日曜日に近畿大学産業理工学部において第1次試験を実施することといたしました。8月14日に公告したのち、8月15日から9月19日まで申し込みの受け付けを行っていますので、その概要につきましてご報告いたします。

それでは、お配りしております資料をお願いいたします。試験区分及び採用予定数ですが、「行政事務（初級）」は1名程度、「行政事務（身体障がい者対象）」は2名程度として、合計3名の募集を行っております。

今後の予定でございますが、10月下旬に第1次試験の合格発表を行った後、11月16日、17日に第2次試験を実施し、最終の第3次試験を12月14日、15日に実施し、最終合格者の発表を12月下旬頃に予定しているところでございます。

以上簡単でございますが、「令和元年度飯塚市職員採用試験（10月実施）について」の報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○田中武委員

報告事項なんで簡単に行きたいんですけども、新規採用試験についてですけども、今回、7月に1回、もう実施をしまして、この10月に実施をするということで、年に2回の採用試験をするということで、年に2回採用試験を行わなければならなかった要因があれば教えていただきたいんですが。

○人事課長

近年業績が好調な民間企業の採用が好調であり、売り手市場が続いております。新聞等でも報じられておりますとおり平成29年度に全国の自治体を実施した職員採用試験における競争率が、平成5年以降過去最低だった前年度をさらに下回ったという状況でございます。本市としましても優秀な人材を早期に獲得することは重要な課題となっております。また近年は、定年退職を迎える職員が多かったことから、平成30年度から、例年10月実施をしております採用試験を7月実施に変更し、人材確保を行っております。また昨年度におきましては、高校卒業程度の試験である、いわゆる初級を実施していなかったため、本年度は実施することといたしております。高校の新規卒業者に関しましては、新規高等学校卒業者の就職問題に関する申し合わせという規定がございます。9月16日の解禁日以降にしか試験を実施することができません。そのため、例年どおり10月の統一試験日に開催することとし、今年度は2回の採用試験の実施となったところでございます。

○田中武委員

そういう取り決めが、申し合わせというのがあるんで、9月16日以降しか募集できなかったということはわかりました。それにしても、私の雰囲気としては、飯塚市の職員採用試験は大学の上級者を軸にしか、昨年も採用試験をしたみたいですけども、そんなふうに市民から取られて、初級の、要するに地元の高校ではありませんが、そういった若い18歳の、そういった初級の枠が1名とはちょっと少な過ぎるのではないかとということで、少し思います。もう少し採用枠を広げるということではできなかったのかと思ひまして、ご質問いたします。

○人事課長

近年は、先ほど申しましたように定年退職者の数が多く推移しておりまして、同じ人数を確保した上で、行政サービスの水準を落とすことなく、成長する自治体を構築していくためには、ある程度の経験と知識が豊富な経験者の採用が必要と考えております。今後、職員の年齢構成のバランスをとりながら組織を維持していくためには、質問委員も言われますとおり、高校の新規卒業者を想定した試験を継続することは必要であるというふうに考えております。採用人数につきましては、今後の組織の構成上必要数に応じて、今後検討していきたい

というふうに考えております。

○田中武委員

ありがとうございます。今回、一般質問にもちょっとお話がありましたが、正規職員とそれ以外の職員の配置数を、もしわかったら、簡単に結構ですので教えてください。

○人事課長

常勤職員、本市のフルタイム勤務の職員でございますが、合計で男性が513人、女性369人、合計882名。非常勤職員、短時間勤務の職員でございますが、男性が217人、女性が508人、合計で725名となっております。

○田中武委員

そうしたら、ことし3月で定年退職をする職員の人数がわかったら教えてください。

○人事課長

来年3月で定年退職を迎える職員が20名となっております。内訳として一般事務が14名、技能労務職が5名、土木1名という状況でございます。

○田中武委員

年金の支給年齢が上がるとともに、今、行政では再任用という制度を設けておりますけれども、これの希望意向調査、実施していると思っておりますけれども、最終決定時期を含めて、いつごろになるのでしょうか。教えてください。

○人事課長

再任用対象者の希望意向調査につきましては、本年度定年退職を迎える職員を対象に実施しております。1回目は5月から6月で実施、第2回目には10月に行っております。最終、3回目を1月から2月にかけて実施しております。再任用職員の決定時期につきましては、3月の一般職員と同時に内示を行っているところでございます。

○田中武委員

来年3月で定年退職を迎える職員のうち、再任用を希望されてる方はどれくらいおられるのでしょうか。

○人事課長

本年度実施しました第1回目のアンケートでは、約80%の職員の方が再任用を希望するという回答でございました。

○田中武委員

また再任用の対象者の希望の意向調査ですけれども、もしこの方たちが再任用をしないとなれば、当然、新規職員の採用枠に入るというふうな考え方を私は思っておりますけれども、その1回目の意向調査が5月、6月、そこら辺で一定の判断をしないと、なかなか新規採用試験と言いますか、職員の数に当てはまってこないんじゃないかと思っておりますので、もう少し意向調査の時期を早めていただくということも考えていかなきゃならないと思っておりますが、その考え方についてお願いします。

○人事課長

再任用職員の勤務形態につきましては、フルタイムと短時間、17日勤務でございますが、の勤務がございます。そのうち、フルタイム再任用職も一般職と同様に、組織配置上の配置定数に含まれております。飯塚市の配置定数につきましては、一般職の職員、再任用フルタイム職員、そして任期付フルタイム職員で構成されておりますが、おのこの雇用体系により、職務内容及び配置先は別々の管理をしております。そのため、新規職員採用数は、一般職の定数の不足を補うものとなっております。現在は、6月から7月にかけて再任用の方の調査として実施していることに問題がないというふうに考えております。

○田中武委員

ぜひそういった傾向で動いてもらいたいと思っておりますが、今後の対応についてですけれども、担

当部長でもあります総務部長のほうから、今後の新規採用試験のあり方についてお考えがあれば、ぜひご回答をよろしくお願いいたします。

○総務部長

採用試験の実施に当たっては、私どももいかにしてよい人材を確保するかということを毎回検討しておるところでございます。昨年から御承知のとおり、採用試験の時期を早めましたのも、社会的に受験者の売り手市場の中で、人材が不足していることによる改善点でございます。しかしながら、質問議員も先ほどご質問の中でご指摘されておりましたとおり、高校卒業したばかりの人材につきましても、非常に真面目であり、優秀なゆえに素直で、長い目で見れば、将来の飯塚市のためにはぜひ採用しておくべきではないかと思う部分もございます。よって、今回このように採用時期をずらしてでも、採用を続けてまいりたいと考えております。また障がい者の雇用に対しましては、障害者雇用促進法により、障がい者がごく普通に地域で暮らし、地域の一人としてともに生活できる共生社会実現の理念のもと、事業主が障がい者を雇用する義務を初め、差別の禁止や合理的配置の提供義務等を定めるとしており、本市も率先して取り組むべきものと考えております。今後も広く受験機会を提供し、公正な採用試験を実施するという原則の中で、創意工夫を重ねてよりよい人材が確保できるように努めてまいりたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

○田中武委員

そうですね。初級で採用された職員にも優秀な人材がたくさん、私もいるかと思っております。もっと募集人員をぜひふやしていただきたいなという思いです。また部長が言いましたように障がい者、ここも一定の国、県の基準が、職員の何%というのが決まっていますので、あれはあくまで最低の位置ですから、それを超えることに対しては別に問題がありませんから、そういうことも踏まえて、ぜひ障がい者枠に関しても採用していただくようよろしくお願いいたします。継続的な雇用が必要と考えますのでよろしくお願いいたします。広く、だれしものが受験機会が提供できるように、今後も検討していただくようお願いしまして質問を終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承ください。

次に、「工事請負契約について」、報告を求めます。

○契約課長

工事請負契約の締結状況につきまして、お手元の資料により報告をいたします。

今回報告をいたします工事は、飯塚市新地方卸売市場造成（3工区）工事でございます。入札の執行状況につきましては、業者選考委員会におきまして、条件付一般競争入札実施要領及び運用基準に基づきまして、市内土木一式工事の2等級に格付をされている要件等を決定し、入札を執行いたしました。

次に、入札の結果についてご説明いたします。本件につきましては、15社による入札を執行いたしました。その結果、落札額5396万500円、落札率91.25%で株式会社藤田建設が落札をしております。なお、本件の入札につきましては、最低制限価格によります全者同額の応札があり、地方自治法施行令の規定に基づき、くじ引きにて落札者を決定いたしております。以上、工事請負契約についての報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

次に、「土地明渡し等請求事件の経過について」、報告を求めます。

○財産活用課長

土地明渡し等請求事件の経過についてご報告いたします。平恒観音山の件でございます。

本件訴訟につきましては、8月6日に弁論準備、9月2日に債権者集会が行われました。8月6日の弁論準備では、被告側、嘉飯山砂利建設株式会社は、有益費償還反訴事件の取り下げの手續ができておらず、次回までに対応するとのことでしたが、8月23日付けで、破産管財人により反訴取下書が裁判所に提出されました。9月2日の債権者集会では、平成27年に原告側であります飯塚市が支払いました和解金の調査を行った結果、使途不明金はあるが、代表者の死亡及び相続関係者全員の相続放棄によりまして、これ以上の調査が難しいことなどから、一般債権者への配当が困難であり、破産手續を廃止する維持廃止の申し立てがございました。相手方が提起した有益費償還請求の反訴事件につきましては取り下げられましたが、飯塚市が提起した損害金請求の本訴事件につきましては、被告の破産手續の結果に左右されますので、その進行を注視しているところでございます。

なお、次回の債権者集会は11月18日に行われる予定でございます。以上、報告事項の説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○小幡委員

1点だけ教えてください。債権者の数、人数は、わかります。

○財産活用課長

裁判所からいただきました整理表、ちょっと今手元に持ってないんですけども、二、三十行ありましたので債権者の数はその程度だったと思います。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市庄内温泉筑豊ハイツ再整備事業の進捗状況について」、報告を求めます。

○都市施設整備推進室主幹（事務担当）

飯塚市庄内温泉筑豊ハイツ再整備事業の進捗状況についてご報告させていただきます。

資料1をご覧くださいと思います。黄色の部分になりますが、本年4月より筑豊ハイツ新館跡地において、新施設ホテル棟の建設工事を進めております。また6月から、グランピングエリアとして整備する筑豊ハイツ本館の南側駐車場敷地において、コテージ棟の建設工事を進めているところでございます。今後の予定としまして、11月中旬より筑豊ハイツ本館の解体工事に着手し、翌年1月中旬より、その跡地にテントとキャンピングトレーラーの建設工事に着手する予定としております。竣工時期については、新ホテル棟が3月中旬、グランピング施設が3月下旬となっており、4月にグランドオープン予定となっております。

次に、資料2をお願いいたします。筑豊ハイツ新施設名称については、テニスコートを含めた施設全体の名称については、いづかスポーツ・リゾートとしておりますが、ホテル愛称を「ザ・リトリート」とすることといたしております。名称の意味については資料に示しておりますので、説明は省略させていただきます。

次に、資料3をお願いいたします。本年7月、コテージ等の建設に際しまして、地中障害が発生いたしました。くい工事に伴う掘削作業により、筑豊ハイツ周辺の雨水を処理する暗渠排水管の一部を損傷し、復旧作業を行っております。このことにより、スケジュールの遅延の影響はないと確認しておりますが、地中障害により、くいの追加工事が発生しておりますので、現在、復旧作業、追加工事費用について精査を行っているところでございます。次回定例会におきまして、再度ご報告をさせていただきたいと思っております。

最後に、資料4に配置図の案、資料5に新施設のイメージ図を参考までに提出させていただいておりますので、ご確認のほどよろしくお願いいたします。以上、簡単ですが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○小幡委員

ちょっと教えてくださいね。施工に伴ってくい工事に伴う地中障害、暗渠に当たったということですか。

○都市施設整備推進室主幹（事務担当）

提出資料の中の資料3をお願いいたします。資料で丸をつけているところにつきましては、コテージ棟というのを5棟建設しておりまして、ボーリング調査の結果、10メートルほどの支持地盤までくいを打つ作業を行ってまいりました。その際に、北側、新ホテル棟の山からつながっております暗渠排水管の存在に我々も想定外のことということで、地下5メートル付近にその暗渠の排水管が埋設されていた状態でした。くい工事により、その掘削作業により陥没を行いまして、その復旧に当たった追加工事についての、今、復旧作業の整理を行っておりますけれども、金額等につきましてはまだ固まっていない状況でございますので、今回はご報告をさせていただく中で、次回、12月定例会においても、正式にその復旧した関係工事につきましては、ご報告をさせていただきたいと思っております。

○小幡委員

今の報告だと詳細がまだわからないということですね。単純にくい工事を行うに当たって、現実、くい、これは現場打ちなの。くいを打ちよって5メートル下の暗渠を破損したということでしょう。これ、さっき言ったDBO方式だから、設計も施工も責任、瑕疵は向こうにあるんじゃないですか。うちが補償しなくちゃいけないんですか。そういう考えで今進めているんですか。

○都市施設整備推進室主幹（事務担当）

当初、施設の設置につきましては、旧雇用促進事業団ということで、昭和の時代から開発された土地でございます。事業を進めるに当たりまして、その図面等も調査しましたが、配管の状況を示す図面等は確認されず、現地ボーリング調査を行いながら事業を進めてまいりまして、その中で、隠れた瑕疵ではなかろうかという判断はいたしておりますので、設計の変更等については、契約約款の第18条の条件変更等に基づき、現在、協議を行わせていただいております。

○小幡委員

暗渠の位置がはっきりと明記された図面がなかった、事前調査不足だったということで、ボーリング調査でも暗渠の位置等が発見されてなかったということですかね。

○都市施設整備推進室主幹（事務担当）

そのとおりでございます。

○小幡委員

暗渠があるということはどこかに排水口がありますよね。多分、谷の池のほうに流してるんでしょうけれども、そういうところからさ、本当は事前調査って追いかけるんだよね。ボーリング何カ所やったかわからないけれども、今1本当ただけですか。1本当たって、1本が暗渠を陥没させたということですから、その暗渠の復旧とくいの位置の変更をやってるということですかね。その点ちょっと教えてください。

○都市施設整備推進室主幹（事務担当）

当たったくいにより円管を打ち抜いてしまっておりますので、その分に支障したくいを偏心しながら復旧作業を行うこと、円管をもとどおりに復旧すること、その配管の延長上には、下

の高雄池というところに流入しておりますので、そこに土砂、堆積土が流出しておりますので、その分についてのしゅんせつ等が今後の関係復旧工事となります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

これをもちまして、総務委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。